第八十七条の四の次に次の一条を加える。

（金融商品取引所による金融商品取引所グループの経営管理）

第八十七条の四の二　金融商品取引所（子会社対象会社を子会社としているものであつて、他の金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該金融商品取引所の属する金融商品取引所グループの経営管理を行わなければならない。

2　前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一　金融商品取引所グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二　金融商品取引所グループに属する会社（金融商品会員制法人を含む。）相互の利益が相反する場合における必要な調整

三　金融商品取引所グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四　前三号に掲げるもののほか、金融商品取引所グループの業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第百六条の十二第二項第三号中「若しくは第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項」に改める。

第百六条の二十三の見出しを「業務の範囲等」に改め、同条第二項中「、子会社」を「、その子会社」に、「を損なうことのないよう、その子会社の適切な経営管理」を「の確保」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「子会社である株式会社金融商品取引所及び第百六条の十二第一項第一号イからニまでに掲げる会社の経営管理を行うこと並びに」を「当該金融商品取引所持株会社の属する金融商品取引所持株会社グループの経営管理（当該金融商品取引所持株会社及びその子会社に係るものに限る。）及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

金融商品取引所持株会社（他の金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該金融商品取引所持株会社の属する金融商品取引所持株会社グループの経営管理を行わなければならない。

第百六条の二十三に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一　金融商品取引所持株会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二　金融商品取引所持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三　金融商品取引所持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四　前三号に掲げるもののほか、金融商品取引所持株会社グループの業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第百六条の二十四に次の三項を加える。

3　第一項の規定は、金融商品取引所持株会社が、現に子会社対象会社（取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社並びに同項ただし書に規定する会社をいう。以下この条において同じ。）以外の外国会社を子会社としている子会社対象会社（外国会社に限る。以下この項及び第五項において「子会社対象外国会社」という。）又は特例対象持株会社（子会社対象外国会社を子会社としている持株会社又は外国会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するものをいう。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該金融商品取引所持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4　金融商品取引所持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5　内閣総理大臣は、金融商品取引所持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一　当該金融商品取引所持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社又は当該外国会社を子会社としている子会社対象外国会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二　当該金融商品取引所持株会社が子会社とした子会社対象外国会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該金融商品取引所持株会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第百九条中「第百六条の二十三第二項」を「第百六条の二十三第三項」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第百四十七条第一項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の下に「（昭和二十二年法律第五十四号）」を加える。

第百五十五条の三第二項第三号中「若しくは第六十六条の四十二第一項」を「第六十六条の四十二第一項」に改め、「第六十六条の二十七の登録を取り消され」の下に「、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され」を加え、「若しくは第六十六条の二十七」を「、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十」に改める。

第百五十六条の四第二項第三号、第百五十六条の二十の四第二項第三号及び第百五十六条の二十の十八第二項第三号中「若しくは第六十六条の四十二第一項」を「、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項」に改める。

第百五十六条の二十五第二項第四号中「若しくは第六十六条の四十二第一項」を「第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項」に改め、「第六十六条の二十七の登録を取り消され」の下に「、若しくは第六十六条の五十の登録を取り消され」を加える。

第百六十七条第四項中「第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）」を「第二十七条の十四第一項（」に改める。

第百八十八条中「信用格付業者」の下に「、高速取引行為者」を加える。

第百九十条第一項中「第二十七条の三十五第一項」の下に「、第二十七条の三十七第一項」を、「第六十六条の四十五第一項」の下に「、第六十六条の六十七」を加える。

第百九十四条の五第二項中「金融商品仲介業者」の下に「、高速取引行為者」を加える。

第百九十四条の七第二項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　第六十六条の六十七の規定による権限（第二条第四十一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

第百九十四条の七第三項中「第二十七条の三十五」の下に「、第二十七条の三十七」を、「第六十六条の四十五第一項」の下に「、第六十六条の六十七」を加える。

第百九十八条第一号中「若しくは第六十六条の二十七」を「、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十」に改め、同条第三号の二の次に次の二号を加える。

三の三　第六十六条の五十六の規定に違反して他人に高速取引行為を行わせた者

三の四　第六十六条の五十の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで高速取引行為を行つた者

第百九十八条第五号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。